

令和4（2022）年10月から

# 企業型DC加入者が iDeCo を利用しやすくなります

## これまで企業型DC加入者が iDeCo に加入するには

iDeCo の加入を認める企業型DCの規約の定めが必要でした。

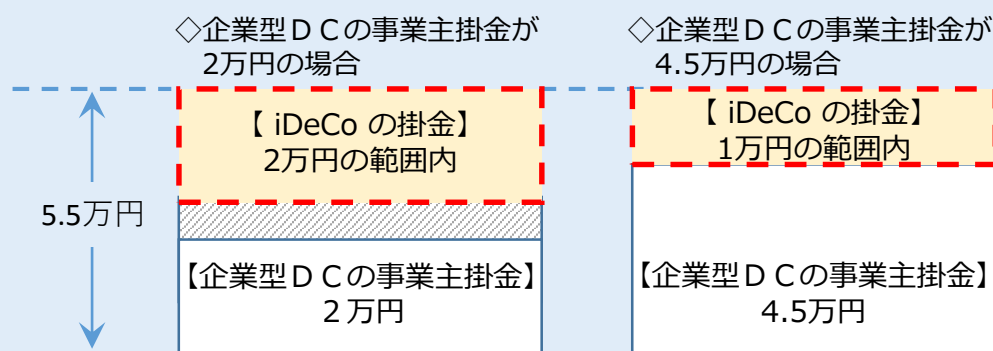
規約の定めが無い場合、事業主掛金が低い方にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCo に加入できませんでした。

## 令和4年10月からは、企業型DCの規約の定めを不要とし、

### 企業型DCのみに加入する方は

月額55,000円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円)で、iDeCo の掛金を毎月拠出できるようになります。

これにより、事業主掛金が低い方が iDeCo を利用しやすくなります。



### 企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入する方は

月額27,500円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限12,000円)で、iDeCo の掛金を毎月拠出できるようになります。

#### 【企業型DC加入者の iDeCo 加入要件】

- ☑ 企業型DCの事業主掛金が月の上限(55,000円※)の範囲内で毎月拠出であること
- ☑ iDeCo の掛金が55,000円※から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円※)で毎月拠出であること
- ☑ 企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと

※ 企業型DCと確定給付型に加入する方は 55,000円 → 27,500円、20,000円 → 12,000円です。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出を利用するか iDeCo に加入するかをご自身で選択できます。

# 令和6（2024）年12月からは

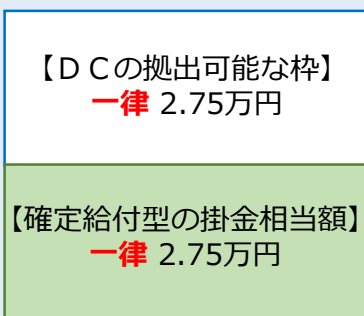
DCの拠出可能な枠について、確定給付型（DB、厚生年金基金など）ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額）を評価し、月額55,000円から掛金相当額を控除した範囲内となります。

## iDeCo は・・・

月額55,000円から各月の事業主の拠出額※を控除した額(20,000円を超える場合は20,000円)が上限になります。

※ 事業主の拠出額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額になります。  
事業主の拠出額によっては、iDeCoの掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。

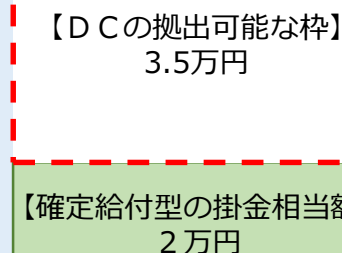
### 現 行



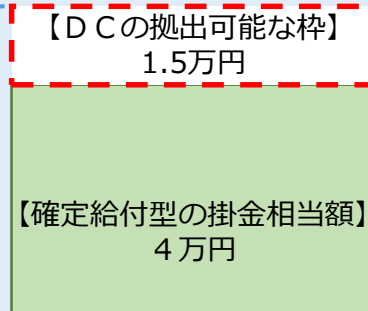
5.5万円

### 改 正 後

◇確定給付型の掛金相当額が  
2万円の場合



◇確定給付型の掛金相当額が  
4万円の場合



▶ 企業型DCの事業主掛金の拠出可能な枠 = 月額5.5万円 - 確定給付型ごとの掛金相当額

▶ iDeCoの拠出可能な枠（上限2万円）= DCの拠出可能な枠 - 企業型DCの事業主掛金

確定給付型を実施する事業主の皆様におかれては、確定給付型の掛金相当額の算定については、確定給付型の受託機関と今後ご相談いただきますようお願いいたします。

## ★ご確認ください。

- 令和4年10月から、企業型DCの事業主掛金が各月の上限の範囲内での各月拠出となっていない場合、企業型DCに加入する従業員はiDeCoに加入できません。その旨を企業型DCの規約に併せて記載し、従業員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。
- 令和4年10月から、事業主掛金とiDeCoの掛金の合算は『基礎年金番号・生年月日・性別』を用いて行います。
  - **事業主の皆様**におかれては、記録関連運営管理機関(レコードキーパー)に登録している企業型DC加入者の『基礎年金番号・生年月日・性別』の適正な管理を改めてお願いします。
  - **企業型DCに加入する従業員の皆様**も、企業型DCの加入者専用サイトで、ご自身の『基礎年金番号・生年月日・性別』に誤りがないか改めてご確認ください。